

【釜石市中小企業振興資金融資】 返済中の借入金への保証料・利子補給補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている釜石市中小企業振興資金利用者の資金繰り支援のため、返済中の借入金の返済条件変更を行う場合に、保証料と利子を補給します。

1 補助対象者

次の3点をすべて満たしている市内中小企業者

- ・令和2年1月末日までに釜石市中小企業振興資金を借り入れていること
 - ・すべての既存借入について返済額の見直し等の条件変更を行ったこと
 - ・条件変更時において、売上が前年比15%以上減少していること
- (原則として、セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けていること)

2 補助対象経費・内容

令和2年2月1日から12月28日までの間に返済条件変更を行った釜石市中小企業振興資金融資について、次の保証料と利子を補給

(1) 保証料:条件変更に伴い発生する保証料の全額(期間中、最初の条件変更のみ対象)

(2) 利子

- ① 補給額 : 条件変更後の利子の全額
- ② 補給期間 : 最初の条件変更から3年以内

例) 令和2年6月9日に変更→令和2年6月～令和5年5月まで

※利子補給期間中に再度条件変更を行った場合は、それにより利子が減額した場合のみ補助額を変更します。

3 補給方法

事業者が信用保証協会・金融機関に支払った保証料・利子について、事業者からの請求により市が補助します。

4 必要書類

(1) 承認申請時

- ① 条件変更に係る契約書等の写し
- ② 信用保証書の写し
- ③ 償還予定表等の写し(利息の記載があるもの)
- ④ セーフティネット保証4号または危機関連保証認定書の写し

(2) 請求時

- ① 通帳の写し(口座番号、名義が確認できるページ)
- ② 補助金承認書の写し
- ③ 保証料 : 保証料の支払いが確認できる書類
利子 : 金融機関が発行した利子の支払証明書

ホームページは
こちらから→

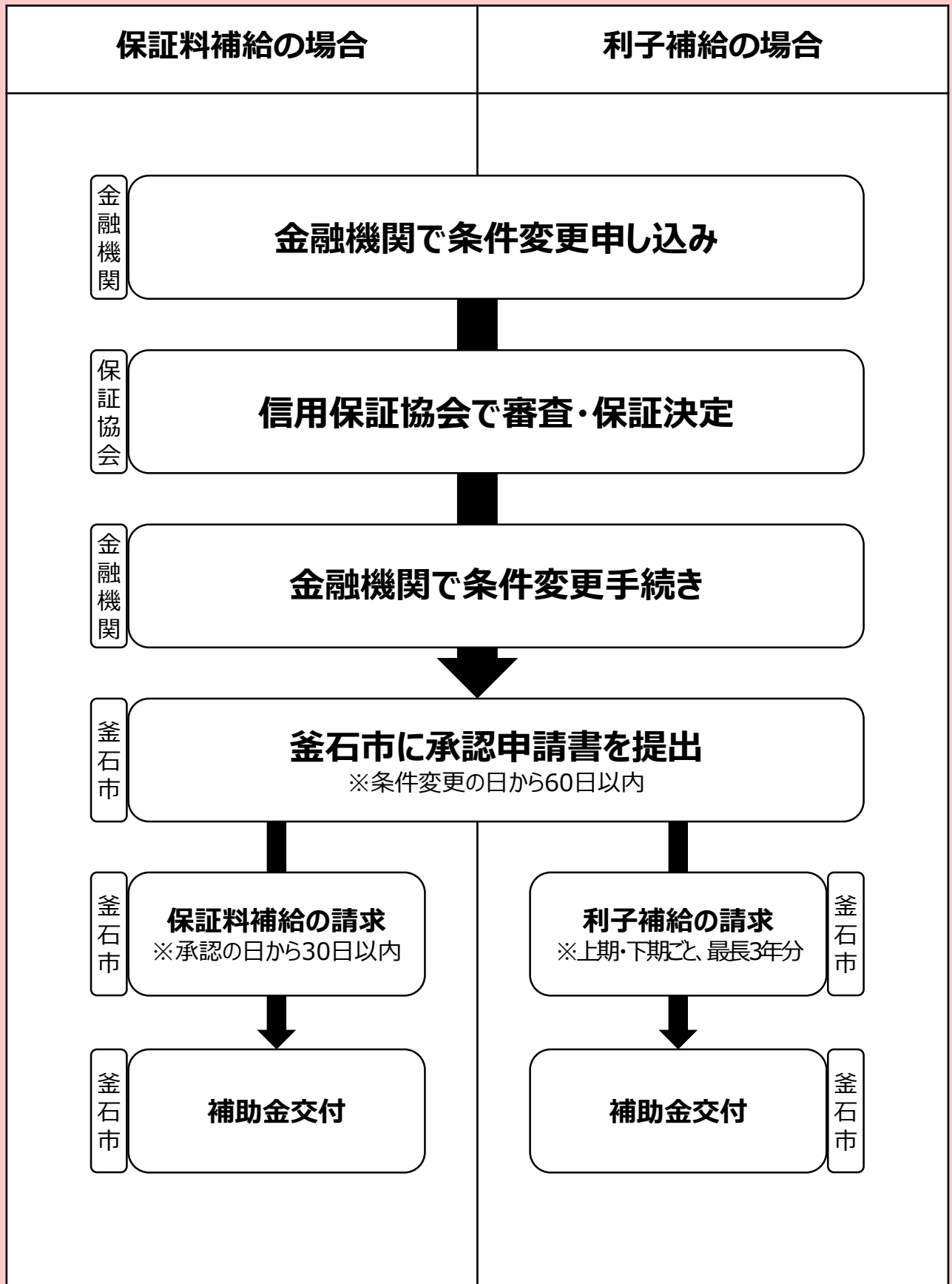


※条件変更には、別途金融機関及び信用保証協会による審査があります。

※申請に関する手続きの流れについては、裏面をご覧ください。

お問い合わせ : 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421

申請に関する手続きの流れ



お問い合わせ：市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421